

めざしてみませんか？ 条例指定 NPO 法人 (市民公益税制 4 号指定)

**条例指定
NPO 法人
に指定され
ると…**

**寄附金が集めやすくなり、NPO 法人の
財政基盤の強化が期待できます！**

法人の認知度の高まりが期待できます！

**認定NPO法人になるための基準の一つである
PST※を満たします！**

※ PST（パブリックサポートテスト）
広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準

大阪府では、地域で公益的な活動を行う特定非営利活動法人を条例で指定し、当該法人に対して寄附を行った場合に、個人府民税の所得割の税額控除を行う市民公益税制（4号条例）制度を平成27年6月1日から導入しています。

これにより、認定 NPO 法人に加えて、条例指定された NPO 法人への寄附金についても、個人府民税の寄附金税額控除（4%※）を受けることができます。

条例指定を受けるには、府の指定基準を満たし、条例で指定されることが必要です。

【制度の紹介動画】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/shiminkouekizeisei/4gouseminar.html>

※ 指定都市以外の個人府民税所得割の標準税率が4%であるのに対し、指定都市の個人府民税所得割の標準税率が2%のため、寄附者が指定都市にお住まいの場合は2%となります。



大阪府は、地域のさまざまな団体が協働し、それぞれの持ち場で能力を発揮し、助け合い、支え合う“共助社会”的実現を目指します。

詳しくは、大阪府 男女参画・府民協働課 府民協働グループまで
<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/shiminkouekizeisei/index.html>
電話：06-6210-9320

©2014 大阪府もずやん

市民公益税制の詳細は、大阪府 HP へ

大阪府 4号指定

検索



条例指定 NPO 法人と認定 NPO 法人

	条例指定 NPO 法人（4号指定）	認定 NPO 法人
根拠法	地方税法（第37条の2第1項第4号）	特定非営利活動促進法
基準	<p>(1)大阪府内に事務所を有していること (2)情報発信要件 府民の理解を促進するため、法人の活動について、積極的かつ適切に情報発信し、更新していること (3)寄附金要件 次の①又は②に該当すること ①年間の総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上 ②年3千円以上の寄附者が年平均50人以上 (4)協働要件 さまざまな団体と協働して、府内の地域課題の解決に向けた活動を行っていること (5)事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること (6)運営組織及び経理が適切であること (7)事業活動の内容が適正であること (8)情報公開を適切に行っていること (9)事業報告書等を所轄庁に提出していること (10)法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと (11)設立の日から1年を超える期間が経過していること</p> <p>以下の欠格事由に該当しないこと</p> <p>①役員が禁錮以上の刑に処せられたり、暴力団の構成員等であるとき ②認定取消しの日から5年を経過していない ③定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している ④国税又は地方税の滞納処分を受けている ⑤国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない ⑥その他 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの</p>	<p>(1)パブリックサポートテスト(PST)(※次の①から③のいずれか)に適合すること ①年間の総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上 ②年3千円以上の寄附者が年平均100人以上 ③条例指定 NPO 法人であること (2)事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること (3)運営組織及び経理が適切であること (4)事業活動の内容が適正であること (5)情報公開を適切に行っていること (6)事業報告書等を所轄庁に提出していること (7)法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと (8)設立の日から1年を超える期間が経過していること</p>
期間	5年	
税額控除	<p>条例指定 NPO 法人に寄附をした場合、原則として、寄附金から2千円を引いた額の4%※を府民税から控除することができます。 (大阪府と市町村双方が指定した寄附金の場合は10%が税額控除されますが、大阪府内では、市町村が指定した寄附金はありません。(H29年3月現在))</p> <p>※指定都市以外の個人府民税所得割の標準税率が4%であるのに対し、指定都市の個人府民税所得割の標準税率が2%のため、寄附者が指定都市にお住まいの場合は2%となります。</p>	<p>認定 NPO 法人に寄附をした場合、原則として、寄附金から2千円を引いた額を所得から控除、又は寄附金から2千円を引いた額の40%を税額から控除することができます。 (住民税についても大阪府と市町村双方が指定した寄附金の場合、10%が税額控除されます。)</p>